

資金繰り

# コロナ対策施策活用 3ステップ

## Step 1 現状把握

- 「必要な資金はいくらか？」を把握
- 今後1年の資金繰り表作成

## Step 2 資金確保と支出抑制

- 資金確保：融資・助成金・給付金
- 支出抑制：税・社会保険料とその他経費

## Step 3 コロナ後の対策

- 設備投資・販路開拓

# コロナ対策施策活用 3ステップ

## Step 1 現状把握

- 「必要な資金はいくらか？」を把握
- 今後1年の資金繰り表作成

## Step 2 資金確保と支出抑制

- 資金確保：融資・助成金・給付金
- 支出抑制：税・社会保険料とその他経費

## Step 3 コロナ後の対策

- 設備投資・販路開拓

新型コロナウイルスの影響で困っている中小企業・小規模事業者向け：主な支援制度一覧表 (2020年4月20日現在)

**注意** この一覧表は内容を簡略化しています。また、制度内容は日々更新されているので、詳細を問い合わせ先HPで確認し、その上で不明点があれば電話等で確認して下さい。  
 発行者：七田総合研究所株式会社  
 代表取締役 七田 亘 (中小企業診断士・社会保険労務士)

資金繰り	売上減少したので融資を受けたい	信用保証 (セーフティネット保証) (危機関連保証)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【4号】100%保証 (売上20%以上減)</li> <li>【5号】80%保証 (売上5%以上減)</li> <li>【危機】100%保証 (売上15%以上減)</li> </ul>	最寄りの信用保証協会
	上記に該当しないが融資を受けたい	無利子・無担保融資	コロナで売上5%以上減 融資限度額 (国民事業) : 6,000万円 (中小事業) : 3億円	日本政策金融公庫 0120-154-505
	コロナで売上が半減した	セーフティネット貸付	売上減少幅に関係なく 融資限度額 (国民事業) : 4,800万円 (中小事業) : 7.2億円	日本政策金融公庫 0120-154-505
	とにかく資金流出を防ぎたい	持続化給付金 (※ 現金給付)	前年の総売上(事業収入) -(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月) 上限: 中小200万円、個人事業100万円	経済産業省 0570-783183
		税金・社会保険料の猶予制度	納付困難な場合、国税・地方税・厚生年金等の納付を猶予	最寄りの税務署・都道府県・市町村・年金事務所
休業補償	従業員を休業させた	雇用調整助成金 (コロナ特例 4/1~6/30)	休業手当等を助成 1人1日0.220円を上限 助成率: 中小企業 (4/5, 解雇無い場合9/10) 大企業 (2/3, 解雇無い場合3/4)	厚生労働省 相談コールセンター 0120-60-3999
	子供がいる従業員を休ませた	学校等休業助成金 (労働者を休ませた事業者向け)	小学校等の臨時休業等で従業員を有給(年次有給休暇を除く)で休ませた場合 賃金助成額: 1人1日8,330円を上限	
	子供がいるフリーランスが休業した	学校等休業支援金 (フリーランス向け)	小学校等の臨時休業等で休業した場合 支援額: 1日4,100円 (定額)	
設備投資 販路開拓	新製品・サービス開発やプロセス改善のために設備投資等をしたい	ものづくり補助金 (一般型)	付加価値額や給与支給総額等を一定程度向上する計画に従って実施した設備投資等を補助 補助上限: 1,000万円 補助率: 1/2~2/3	もの補助事務局 050-8880-4053
	販路開拓をしたい	小規模事業者持続化補助金	策定した経営計画に従って実施した販路開拓等の取組の費用を補助 補助上限: 50万円 補助率: 2/3	全国商工会連合会 日本商工会議所
	ITツールを導入して業務効率化をしたい	IT導入補助金	ITツール(ソフトウェア、サービス等)導入費用やハードウェアのレンタル代等を補助 補助額: 30~450万円 補助率: 1/2~2/3	IT導入補助金事務局

七田総合研究所  
株式会社HP



# 資金繰り支援内容一覧表 (4/14時点)

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。  
ご自身が使えそうなメニューが分りましたら、**詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください。**

条件	利用可能メニュー	概要	相談窓口
売上高5%以上減少なら	指定738業種の場合	①セーフティネット5号	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
		②新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
		③商工中金等による「危機対応融資」	商工組合中央金庫等
	小規模事業者の場合	④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充)	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
		生活衛生関係営業(旅館、飲食、理美容店など)の場合	⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
		⑥新型コロナウイルス対策衛経(拡充)	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
売上高10%以上減少なら	生活衛生関係営業(旅館、飲食、喫茶)	⑦衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
	売上高15%以上減少なら	⑧危機関連保証	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
売上高20%以上減少なら	⑨セーフティネット4号	お近くの民間金融機関 各信用保証協会	
減少幅に関係なく	⑩セーフティネット貸付	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)	

★追加要件を満たせば  
実質無利子・無担保の対象  
利子補給対象上限  
(日本公庫等) 中小事業1億円、  
国民事業3,000万円  
(商工中金) 危機対応融資1億円

「経産省 コロナ対策」  
で検索

→「支援策パンフレット」の「資金繰り支援内容一覧」をクリック

※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途こちらをご覧ください。

## 売上高要件の考え方

＜創業1年1か月以上＞  
【公庫(貸付)】最近1か月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。  
【信用保証協会(保証)】最近1か月の売上高と、前年同月と比較 +  
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と前年同期を比較

＜創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど(後者は公庫のみ)＞  
(1)～(3)のいずれかで比較。

【公庫(貸付)】	【信用保証協会(保証)】
(1) 最近1か月の売上高と過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高の比較	(1) 左記に同じ。
(2) 最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較	(2) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年12月の売上高の3倍を比較
(3) 最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較	(3) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年10～12月の3ヶ月を比較

この資料は、プロトスター株式会社運営するStartupListに株式会社INQが寄稿した記事を参考にして作成しました。

## 資金繰り 支援内容一覧

信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

### 民間金融機関による信用保証付融資

※保証料とは、制度上の保証料額のことです。

#### セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全  
国47都道府県を対象地域に100%保証、5号  
は影響を受けている業種を対象に80%保証。

#### 危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)  
で、全国・全業種\*を対象に100%保証。  
※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠 (2.8億円)

+

SN保証枠 (2.8億円)

+

危機関連保証枠 (2.8億円)

#### 信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、  
一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、  
かつ実質無利子化。

### 政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし

金利▲0.9引下げ

実質無利子融資

#### セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし

#### 新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス対策マル経融資

危機対応融資

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に属する）については、柔軟に対応

+

#### 特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者  
を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし  
小規模（法人）：売上高▲15%減  
中小企業：売上高▲20%減

### 【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ 中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

➤ 金融庁相談ダイヤル 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

➤ 個別支援策のお問合せ先 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

(当資料は2020年4月20日現在の情報に基づいて作成しています)

資金繰り

売上減少したので融資を受けたい

信用保証 (セーフティネット保証)  
(危機関連保証)

- 【4号】 100%保証 (売上20%以上減)
- 【5号】 80%保証 (売上5%以上減)
- 【危機】 100%保証 (売上15%以上減)

最寄りの  
信用保証協会

無利子・無担保融資

コロナで売上5%以上減  
融資限度額 (国民事業) : 6,000万円  
(中小事業) : 3億円

日本政策金融公庫  
0120-154-505

上記に該当しないが融資を受けたい

セーフティネット貸付

売上減少幅に関係なく  
融資限度額 (国民事業) : 4,800万円  
(中小事業) : 7.2億円

日本政策金融公庫  
0120-154-505

コロナで売上が半減した

持続化給付金 (※ 現金給付)

前年の総売上(事業収入)  
-(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)  
上限: 中小200万円、個人事業100万円

経済産業省  
0570-783183

とにかく資金流出を防ぎたい

税金・社会保険料の猶予制度

納付困難な場合、国税・地方税・厚生年金等の納付を猶予

最寄りの  
税務署・都道府県・  
市町村・年金事務所

どこから融資  
を受けたいか

民間  
金融機関

信用保証 (セーフティネット保証)  
(危機関連保証)

●【4号】 100%保証 (売上20%以上減)  
●【5号】 80%保証 (売上 5%以上減)  
●【危機】 100%保証 (売上15%以上減)

最寄りの  
信用保証協会

政府系  
金融機関

無利子・無担保融資

コロナで売上5%以上減  
融資限度額 (国民事業) : 6,000万円  
(中小事業) : 3億円

日本政策金融公庫  
0120-154-505

## セーフティネット保証4号・5号

### セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

#### ○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

#### ○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

### ※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN5号：4月8日に151業種を追加指定。これにより、738業種が対象となります。指定業種は経産省・中企庁HPをご確認ください。

### ※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。※3月23日に都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関等による代理申請の緩和や申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

### 【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認ください。



▶ 土日・祝日の連絡先については、6ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

### 【イメージ図】



※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

※ご利用手続の流れは前ページのセーフティネット保証と同様です。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

### 【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認ください。



▶ 土日・祝日の連絡先については、6ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 無利子・無担保融資

※**新型コロナウイルス感染症特別貸付**及び**危機対応融資**等に**特別利子補給制度**を併用することで**実質的な無利子化**を実現

### 新型コロナウイルス感染症特別貸付

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【**融資対象**】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

- a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
- b 令和元年12月の売上高
- c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【**資金の使いみち**】運転資金、設備資金 【**担保**】無担保

【**貸付期間**】設備20年以内、運転15年以内 【**うち据置期間**】5年以内

【**融資限度額（別枠）**】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【**金利**】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

【**利下げ限度額**】中小事業1億円、国民事業3,000万円

※金利は令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」の合計で3,000万円となります。

※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は**遡及適用**が可能です。

### 【お問合せ先】

- ▶ **平日のご相談** 日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505  
沖縄公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785
- ▶ **土日・祝日のご相談** 日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）  
沖縄公庫：098-941-1795

## 令和2年度補正予算の成立が前提

### 特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「**新型コロナウイルス感染症特別貸付**」、「**新型コロナウイルス対策マル経融資**」等若しくは商工中金等による「**危機対応融資**」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。**公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象**に。

※新型コロナウイルス対策マル経融資及び公庫の既往債務借換は、令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。

※**利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定**です。

### 【適用対象】

日本政策金融公庫等の「**新型コロナウイルス感染症特別貸付**」、「**新型コロナウイルス対策マル経融資**」若しくは商工中金等による「**危機対応融資**」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

### ※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

### 【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：（日本公庫等）中小事業1億円、国民事業3,000万円（商工中金）危機対応融資1億円

### ※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

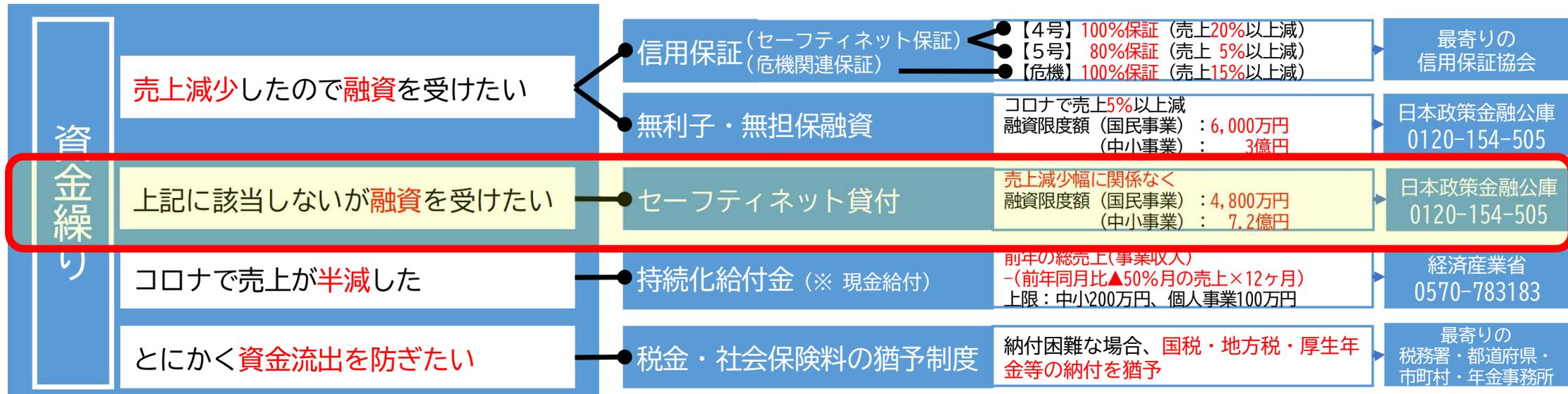
※国民事業における利子補給上限額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」の合計で3,000万円となります。

※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の**遡及適用**が可能です。

### 【お問合せ先】

- 中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183
- ※平日・土日祝日9時00分～17時00分

(当資料は2020年4月20日現在の情報に基づいて作成しています)



## セーフティネット貸付の要件緩和

### セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%  
※令和2年4月1日時点、貸付期間5年、貸付期間・担保の有無等により変動

### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

#### 【お問合せ先】

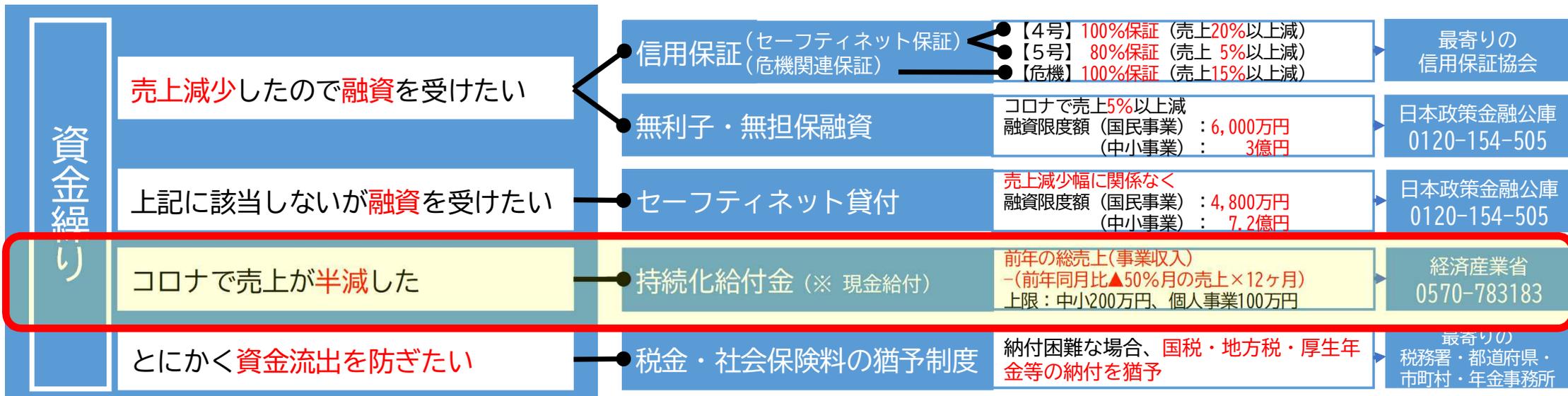
##### ▶ 平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505  
沖縄振興開発金融公庫  
融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

##### ▶ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）  
：0120-327790（中小企業事業）  
沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

(当資料は2020年4月20日現在の情報に基づいて作成しています)



**令和2年度補正予算の成立が前提となります**

## 持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

### 【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

### 【給付額】

前年の総売上(事業収入)

— (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

※上記の算出方法により、

法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

**本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表させていただきます。**

### 【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

なお、制度の詳細については検討中ではありますが、申請・給付の開始時期や申請に必要な情報などお問合せを多くいただいている内容について、基本的な考え方を経済産業省HPに記載しております。

以下URLもしくは、右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>



# 持続化給付金



## に関するお知らせ

### 持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

### 給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**  
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

#### ■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）  
※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

### 支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

### 相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口  
**0570-783183**（平日・休日9:00～17:00）

裏面でよくあるお問合せにお答えします。

## よくあるお問合せ



前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者の方に選択いただけます。



申請・給付はいつから始まりますか？

補正予算の成立後、1週間程度で申請受付を開始します。  
電子申請の場合、申請後、2週間程度で給付することを想定しています。  
※申請者の銀行口座に振り込み



申請に必要な情報を教えてください。

住所や口座番号<sup>(注)</sup>に加え、以下をご用意ください。  
(注) 通帳の写し（法人：法人名義、個人事業主：個人名義）で確認します。

#### 法人の方

- ① 法人番号、② 2019年の確定申告書類の控え、  
③ 減収月の事業収入額を示した帳簿等

#### 個人事業主の方

- ① 本人確認書類、② 2019年の確定申告書類の控え、  
③ 減収月の事業収入額を示した帳簿等

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。  
※今後、変更・追加の可能性があります。



申請方法を教えてください。

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で**完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口**を順次設置します。 ※申請にあたり、GBizIDを取得する必要はありません。

その他、申請に必要な事項の詳細等については、**4月最終週を目途に確定・公表しますので今しばらくお待ち下さい。**

(当資料は2020年4月20日現在の情報に基づいて作成しています)

資金繰り

売上減少したので融資を受けたい

信用保証 (セーフティネット保証)  
(危機関連保証)

- 【4号】100%保証 (売上20%以上減)
- 【5号】80%保証 (売上5%以上減)
- 【危機】100%保証 (売上15%以上減)

最寄りの  
信用保証協会

無利子・無担保融資

コロナで売上5%以上減  
融資限度額 (国民事業) : 6,000万円  
(中小事業) : 3億円

日本政策金融公庫  
0120-154-505

上記に該当しないが融資を受けたい

セーフティネット貸付

売上減少幅に関係なく  
融資限度額 (国民事業) : 4,800万円  
(中小事業) : 7.2億円

日本政策金融公庫  
0120-154-505

コロナで売上が半減した

持続化給付金 (※ 現金給付)

前年の総売上(事業収入)  
-(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)  
上限: 中小200万円、個人事業100万円

経済産業省  
0570-783183

とにかく資金流出を防ぎたい

税金・社会保険料の猶予制度

納付困難な場合、国税・地方税・厚生年金等の納付を猶予

最寄りの  
税務署・都道府県・  
市町村・年金事務所

# コロナ対策施策活用 3ステップ

## Step 1 現状把握

- 「必要な資金はいくらか？」を把握
- 今後1年の資金繰り表作成

## Step 2 資金確保と支出抑制

- 資金確保：融資・助成金・給付金
- 支出抑制：税・社会保険料とその他経費

## Step 3 コロナ後の対策

- 設備投資・販路開拓

## 納税の猶予の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

現行制度	特例
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定の期間（原則1年）において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が減少※した場合に1年間納税を猶予。 ※前年同期比概ね20%以上</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として、担保の提供が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 担保は不要。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 延滞税は軽減（年1.6%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 延滞税は免除。</li> </ul>

### ※標準的な税の納付期限

- ・法人税 事業年度終了から2ヶ月以内（3月末決算であれば5月末）
- ・消費税 事業年度終了から2ヶ月以内（同上）
- ※個人事業者は3月末（2020年は4月16日）
- ・申告所得税 3月15日（※2020年は4月16日以降も柔軟に申告を受付）
- ・固定資産税 基本的に、4～6月で自治体が定める日（第1期分）

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/brochure1.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf)



※関係法案が国会で成立することが前提

## 厚生年金保険料等の猶予制度

### 1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

### 2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③事業を廃止し、または休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

#### 「1. 換価の猶予」または「2. 納付の猶予」が認められると、

- 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。

※健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

#### 【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



申請書類・手続等（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html>



## 電気・ガス料金の支払猶予等について

個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請いたしました（4月7日）。

### 【お問合せ先】

電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている電気・ガス事業者に御相談をお願いいたします。

電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)  
[https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list\\_electric.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf)



ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)  
[https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list\\_gas.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf)



※「生活不安に対応するための緊急措置」（令和2年3月18日）を踏まえ、緊急小口資金又は総合支援資金の貸付を受けた方又は受けようとする方については、託送料金等の支払期日を1ヶ月繰り延べる等の措置を講じています（3月19日）。

# さいごに

(当資料は2020年4月20日現在の情報に基づいて作成しています)

## 資金繰り

売上減少したので融資を受けたい

信用保証 (セーフティネット保証)  
(危機関連保証)

●【4号】100%保証 (売上20%以上減)  
●【5号】80%保証 (売上5%以上減)  
●【危機】100%保証 (売上15%以上減)

最寄りの  
信用保証協会

無利子・無担保融資

コロナで売上5%以上減  
融資限度額 (国民事業) : 6,000万円  
(中小事業) : 3億円

日本政策金融公庫  
0120-154-505

上記に該当しないが融資を受けたい

セーフティネット貸付

売上減少幅に関係なく  
融資限度額 (国民事業) : 4,800万円  
(中小事業) : 7.2億円

日本政策金融公庫  
0120-154-505

コロナで売上が半減した

持続化給付金 (※ 現金給付)

前年の総売上(事業収入)  
-(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)  
上限: 中小200万円、個人事業100万円

経済産業省  
0570-783183

とにかく資金流出を防ぎたい

税金・社会保険料の猶予制度

納付困難な場合、国税・地方税・厚生年金等の納付を猶予

最寄りの  
税務署・都道府県・  
市町村・年金事務所

+

## 既存の制度の活用

(例)

- 小規模企業共済 (中小機構) . . . . . 貸付制度の活用
- 中小企業倒産防止共済 (中小機構) . . . . . 一時貸付金の活用
- 生命保険会社の契約者貸付・保険料の支払い猶予